

議案第4号

石川県教育委員会事務局等組織規則の改正等について

1 提案理由

教育委員会事務局の組織改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるため

2 改正規定

- (1) 石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- (2) グループ制に関する運営規程の一部改正
- (3) 夜間中学開設準備室設置に係る告示
- (4) 世界遺産推進室廃止に係る告示
- (5) 文化遺産活用推進室設置に係る告示
- (6) 石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止
- (7) 石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正
- (8) 石川県立学校処務規程の一部改正
- (9) 石川県教育委員会文書管理規程の一部改正
- (10) 石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を指定する告示の廃止
- (11) 石川県教育職員免許法令施行細則の一部改正
- (12) 石川県教育関係職員被服貸与規程の一部改正

3 改正概要

2ページから3ページのとおり

改正概要

1 改正内容

(1) 組織改正に伴うもの

- ・ 県立夜間中学の令和7年4月開校に向けた諸準備を進めるため、学校指導課内に夜間中学開設準備室を設置するもの
- ・ 文化財を保存・継承するとともに、その活用を推進するため、文化財課内の世界遺産推進室を文化遺産活用推進室に発展的に改組し、庶務・文化財管理グループを庶務グループに名称変更するもの

<改正等する規定>

- ① 石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- ② グループ制に関する運営規程の一部改正
- ③ 夜間中学開設準備室設置に係る告示
- ④ 世界遺産推進室廃止に係る告示
- ⑤ 文化遺産活用推進室設置に係る告示

(2) 個人情報保護制度の改正に係るもの

- ・ 令和5年4月1日以降、教育委員会が保有する個人情報について、個人情報保護条例に基づく取り扱いから、個人情報保護法に基づく取り扱いに変更となることから、関係規定を整備するもの

<改正等する規定>

- ① 石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止
 - ・ 開示請求書等の様式について県が定める要綱に一本化
- ② 石川県教育委員会事務局等処務規程及び石川県立学校処務規程の一部改正
 - ・ 開示決定等の事務について、所属長の専決事項として規定
- ③ 石川県教育委員会文書管理規程の一部改正
 - ・ 法に基づく規定に改めるもの
- ④ 石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を指定する告示の廃止
 - ・ 口頭による開示請求は、県の定める要領に基づき引き続き可能

(3) 教員免許更新制の廃止に伴う課長専決規定の削除

<改正する規定>

- 石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正

(4) 教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う様式の変更
＜改正する規定＞

○石川県教育職員免許法令施行細則の一部改正

(5) その他（字句の修正等）

＜改正する規定＞

①石川県教育関係職員被服貸与規程の一部改正

②石川県立学校処務規程の一部改正

2 改正案

別添資料

3 施行年月日

令和5年4月1日

（世界遺産推進室廃止の告示については、令和5年3月31日）

石川県教育委員会事務局等組織規則の改正等について

改正する規定

①石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正	・・・	1
②グループ制に関する運営規程の一部改正	・・・	5
③夜間中学開設準備室設置に係る告示	・・・	7
④世界遺産推進室廃止に係る告示	・・・	8
⑤文化遺産活用推進室設置に係る告示	・・・	9
⑥石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止	・・・	10
⑦石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	・・・	11
⑧石川県立学校処務規程の一部改正	・・・	16
⑨石川県教育委員会文書管理規程の一部改正	・・・	20
⑩石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を指定する告示の廃止	・・・	22
⑪石川県教育職員免許法令施行細則の一部改正	・・・	23
⑫石川県教育関係職員被服貸与規程の一部改正	・・・	27

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
第五条の表学校指導課の項に次の一号を加える。

13 夜間中学の開設準備に関すること。

第五条の表文化財課の項第一号中「文化財保護」を「文化財の保存及び活用」に改める。

第十二条第一項第二号の表以外の部分中「漆芸技術研修所」を「輪島漆芸技術研修所」に改める。

第十四条第一項の表中「漆芸技術研修所」を「輪島漆芸技術研修所」に改め、所長の項の次に次のように加える。

塾頭	教員総合研修センター	上司の命を受け、いしかわ師範塾の事務を掌理する。
----	------------	--------------------------

第十四条第二項の表次長の項及び教務主任の項中「漆芸技術研修所」を「輪島漆芸技術研修所」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

改正後（案）

現行

（分課の分掌事務）	
<p>第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>（分課の分掌事務）</p> <p>第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
分課名	分掌事務
企画調整室	（略）
庶務課	（略）
教職員課	（略）
学校指導課	<p>1 学校教育の指導助言に関すること。</p> <p>2 特別支援学校の就学事務及び就学義務児童生徒に対する就学の猶予、免除及び督促に関すること。</p> <p>3 県立学校入学者選抜に関すること。</p> <p>4 学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。</p> <p>5 産業教育、科学教育、へき地教育及び特別支援教育等に関すること。</p> <p>6 人権教育に関すること。</p> <p>7 教科書その他の教材に関すること。</p> <p>8 就学援助費補助金に関すること。</p> <p>9 教育研究団体に関すること。</p> <p>10 教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。</p> <p>11 石川県教員総合研修センターの管理運営に関すること。</p> <p>12 いしかわ師範塾の管理運営に関すること。</p> <p>13 夜間中学の開設準備に関すること。</p>

生涯学習課	(略)
文化財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の保存及び活用に関すること。 2 文化財保護関係者及び団体の指導助言に関すること。 3 埋蔵文化財の企画調整に関すること。 4 世界遺産に関すること。 5 博物館に関すること。 6 銃砲刀剣等登録事務に関すること。 7 近世史料の編さんに関すること。 8 石川県立輪島漆芸技術研修所の管理運営に関すること。 9 石川県金沢城調査研究所の管理運営に関すること。 10 石川県埋蔵文化財センターに関すること。
保健体育課	(略)

第六条～第十一条 (略)

第十二条 教育機関等の名称、位置、内部組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 輪島漆芸技術研修所 (略)
- 三、四 (略)
- 2～4 (略)

第十三条 (略)

第十四条 次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる教育機関等に置くものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

生涯学習課	(略)
文化財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財保護に関すること。 2 文化財保護関係者及び団体の指導助言に関すること。 3 埋蔵文化財の企画調整に関すること。 4 世界遺産に関すること。 5 博物館に関すること。 6 銃砲刀剣等登録事務に関すること。 7 近世史料の編さんに関すること。 8 石川県立輪島漆芸技術研修所の管理運営に関すること。 9 石川県金沢城調査研究所の管理運営に関すること。 10 石川県埋蔵文化財センターに関すること。
保健体育課	(略)

第六条～第十一条 (略)

第十二条 教育機関等の名称、位置、内部組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 漆芸技術研修所 (略)
- 三、四 (略)
- 2～4 (略)

第十三条 (略)

第十四条 次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる教育機関等に置くものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	館長	所長	塾頭	課長
	(略)	教員総合研修センター 輪島漆芸技術研修所 金沢城調査研究所	教員総合研修センター	(略)
職務	(略)	上司の命を受け、いしかわ師範塾の事務を掌理する。		

2 次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる教育機関等に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	次長	教務主任
(略)	輪島漆芸技術研修所 教員総合研修センター	輪島漆芸技術研修所
職務	(略)	(略)

職	館長	所長	課長
	(略)	教員総合研修センター 漆芸技術研修所 金沢城調査研究所	(略)
職務	(略)		

2 次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる教育機関等に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	次長	教務主任
(略)	漆芸技術研修所 教員総合研修センター	漆芸技術研修所
職務	(略)	(略)

石川県教育委員会教育長訓令第 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

グループ制に関する運営規程（平成 17 年石川県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 月 日

石川県教育委員会教育長

別表第 1 文化財課の項中「庶務・文化財管理グループ」を「庶務グループ」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

グループ制に関する運営規程（平成17年教育委員会教育長訓令第2号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
分 課	グループの名称	分 課	グループの名称
(略)	(略)	(略)	(略)
文化財課	庶務_____グループ、埋蔵文化財グループ	文化財課	庶務・文化財管理グループ、埋蔵文化財グループ
(略)	(略)	(略)	(略)

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、令和5年4月1日次のとおり室を設置した。

令和5年 月 日

石川県教育委員会

- 1 名称
夜間中学開設準備室
- 2 位置
石川県教育委員会事務局内
- 3 分掌事務
夜間中学の開設準備に関すること。

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により設置した世界遺産推進室は、令和5年3月31日限り廃止した。

令和5年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、令和5年4月1日次のとおり室を設置した。

令和5年 月 日

石川県教育委員会

- 1 名称
文化遺産活用推進室
- 2 位置
石川県教育委員会事務局内
- 3 分掌事務
 - (1) 文化財の保存及び活用に関すること。
 - (2) 世界遺産登録の推進に関すること。

石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

石川県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十五年石川県教育委員会規則第十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会

第68条第1項中「~~上級学校~~」を「~~ミニマル~~」に改める。

別表第2本庁の課長の共通的特決事項の表中第20号を第22号とし、第6号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

6 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

- (1) 第八十二条各項の規定による開示決定等、第九十三条各項の規定による訂正決定等及び第百一条各項の規定による利用停止決定等
- (2) 第九十四条第二項の規定による訂正決定等の期間の延長及び第百二条第二項の規定による利用停止決定等の期間の延長

(3) 第九十五条の規定による訂正決定等の期間の特例延長及び第百三条の規定による利用停止決定等の期間の特例延長

(4) 第百十四条の規定による提案の内容の審査

7 石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年石川県条例第三十二号）

- (1) 第四条第二項の規定による開示決定等の期間の延長
- (2) 第五条の規定による開示決定等の期間の特例延長

別表第2本庁の課長の個別的特決事項の表教職員課長の項第4号(3)から(8)までを削除する。

別表第4出先機関等の長の共通的特決事項の表中第13号を第15号とし、第6号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

6 個人情報の保護に関する法律

- (1) 第八十二条各項の規定による開示決定等、第九十三条各項の規定による訂正決定等及び第百一条各項の規定による利用停止決定等
- (2) 第九十四条第二項の規定による訂正決定等の期間の延長及び第百二条第二項の規定による利用停止決定等の期間の延長

(3) 第九十五条の規定による訂正決定等の期間の特例延長及び第百三条の規定による利用停止決定等の期間の特例延長

(4) 第百十四条の規定による提案の内容の審査

7 石川県個人情報の保護に関する法律施行条例

- (1) 第四条第二項の規定による開示決定等の期間の延長
- (2) 第五条の規定による開示決定等の期間の特例延長

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(4) 第百十四条の規定による提案の内容の審査

7 石川県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年石川県条例第
三十二号)

(1) 第四条第二項の規定による開示決定等の期間の延長

(2) 第五条に規定する開示決定等の期間の特例延長

8 | (略)
9 | (略)
10 | (略)
11 | (略)
12 | (略)
13 | (略)
14 | (略)
15 | (略)
16 | (略)
17 | (略)
18 | (略)
19 | (略)
20 | (略)
21 | (略)
22 | (略)

本庁の課長の個別的専決事項

庶務課長 (略)
教職員課長

6 | (略)
7 | (略)
8 | (略)
9 | (略)
10 | (略)
11 | (略)
12 | (略)
13 | (略)
14 | (略)
15 | (略)
16 | (略)
17 | (略)
18 | (略)
19 | (略)
20 | (略)

本庁の課長の個別的専決事項 (略)

庶務課長 (略)
教職員課長

1 3 (略)

4 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）

- (1) 第五条の規定による免許状の授与
- (2) 第六条の規定による教育職員検定

5 (略)

別表第三 (略)

別表第四（第十四条関係）

出先機関等の長の共通の専決事項

1 5 (略)

6 個人情報の保護に関する法律

(1) 第八十二条各項の規定による開示決定等、第九十三条各項の規定に

1 3 (略)

4 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）

- (1) 第五条の規定による免許状の授与
- (2) 第六条の規定による教育職員検定
- (3) 第九条の二第二項の規定による免許状の有効期間の更新
- (4) 第九条の二第五項の規定による免許状の有効期間の延長
- (5) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条第二項の規定による免許状更新講習の修了確認
- (6) 改正法附則第二条第三項第三号の規定による免許状更新講習の修了後二年二月の期間内にあることの確認
- (7) 改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期
- (8) 改正法附則第二条第五項の規定による免許状更新講習の受講免除の確認

5 (略)

別表第三 (略)

別表第四（第十四条関係）

出先機関等の長の共通の専決事項

1 5 (略)

よる訂正決定等及び第一百一条各項の規定による利用停止決定等

(2) 第九十四条第二項に規定する訂正決定等の期間の延長及び第一百二
条第二項に規定する利用停止決定等の期間の延長

(3) 第九十五条の規定による訂正決定等の期間の特例延長及び第一百三
条の規定による利用停止決定等の期間の特例延長

(4) 第一百十四条の規定による提案の内容の審査

7 石川県個人情報保護に関する法律施行条例

(1) 第四条第二項の規定による開示決定等の期間の延長

(2) 第五条に規定する開示決定等の期間の特例延長

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

改正後（案）	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 県立学校 石川県立学校条例（昭和三十九年石川県条例第四十二号）に基づき設置された学校（大学を除く。）をいう。</p> <p>二 職員 石川県教職員定数条例（昭和四十四年石川県条例第十三号）に定める定数内職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十条</u>の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）で、県立学校に勤務する職員をいう。</p> <p>三 専決 専決者が、自己の権限に属する事務について決裁することをいう。</p> <p>四 代決 校長が不在の場合において、校長に代つて決裁することをいう。</p> <p>第三条（略）</p> <p>（勤務時間等）</p> <p>第三十条 石川県立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十三年石川県条例第三十九号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）<u>第三条第三項</u>ただし書に規定する週休日は、校長が指定する日とし、<u>勤務時間条例第三</u></p>	<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 県立学校 石川県立学校条例（昭和三十九年石川県条例第四十二号）に基づき設置された学校（大学を除く。）をいう。</p> <p>二 職員 石川県教職員定数条例（昭和四十四年石川県条例第十三号）に定める定数内職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）で、県立学校に勤務する職員をいう。</p> <p>三 専決 専決者が、自己の権限に属する事務について決裁することをいう。</p> <p>四 代決 校長が不在の場合において、校長に代つて決裁することをいう。</p> <p>第三条（略）</p> <p>（勤務時間等）</p> <p>第三十条 石川県立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十三年石川県条例第三十九号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）<u>第三条第三項</u>ただし書に規定する週休日は、校長が指定する日とし、<u>勤務時間条例第三</u></p>

条第三項及び第三条の二に規定する勤務時間の割振りは、校長が行う。

2 前項の勤務時間の割振りの際常態として特定の日において七時間四十五分を超えて勤務時間を設けようとするとき又は前項の週休日^をを毎四週間につき八日(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)とすることが困難であると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

第三十一条〜第三十二条の二 (略)

(育児休業の手続)

第三十二条の三 職員(定年前再任用短時間勤務職員は、除く。)は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条の規定による育児休業の承認又は育児休業法第三条の規定による育児休業期間の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

(略)

別表第2 (第9条関係)

校長の専決事項

1〜4 (略)

5 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(1) 第82条各項の規定による開示決定等、第93条各項の規定による訂正決

条第三項及び第三条の二に規定する勤務時間の割振りは、校長が行う。

2 前項の勤務時間の割振りの際常態として特定の日において七時間四十五分を超えて勤務時間を設けようとするとき又は前項の週休日^をを毎四週間につき八日(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)とすることが困難であると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

第三十一条〜第三十二条の二 (略)

(育児休業の手続)

第三十二条の三 職員(再任用短時間勤務職員は、除く。)は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条の規定による育児休業の承認又は育児休業法第三条の規定による育児休業期間の延長の承認を受けようとするときは、育児休業を開始する日の二週間前までに、育児休業承認請求書により請求し、教育長の承認を受けなければならない。

(略)

別表第2 (第9条関係)

校長の専決事項

1〜4 (略)

定等及び第 101 条各項の規定による利用停止決定等

(2) 第 94 条第 2 項の規定による訂正決定等の期間の延長及び第 102 条第 2 項の規定による利用停止決定等の期間の延長

(3) 第 95 条の規定による訂正決定等の期間の特例延長及び第 103 条の規定による利用停止決定等の期間の特例延長

(4) 第 114 条の規定による提案の内容の審査

6 石川県個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年石川県条例第 32 号）

(1) 第 4 条第 2 項の規定による開示決定等の期間の延長

(2) 第 5 条に規定する開示決定等の期間の特例延長

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

備考 副校長を置く場合にあつては、校長が適当と認める場合には、1 から 3 まで及び 8 から 11(1)まで（校長及び副校長に係るものを除く。）について、副校長の専決事項とすることができる。

(以下略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

備考 副校長を置く場合にあつては、校長が適当と認める場合には、1 から 3 まで及び 6 から 9(1)まで（校長及び副校長に係るものを除く。）について、副校長の専決事項とすることができる。

(以下略)

石川県教育委員会文書管理規程（平成 14 年石川県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会

第 56 条第 5 号中「石川県個人情報保護条例（平成 15 年石川県条例第 2 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に、「同条例第 18 条各項」を「同法第 82 条各項」に改め、同条第 6 号中「石川県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「同条例第 28 条各項」を「同法第 93 条各項」に改め、同条第 7 号中「石川県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「同条例第 35 条各項」を「同法第 101 条各項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第55条（略） （保存期間の特例）</p> <p>第56条 所属長は、次の各号に掲げる文書については、第47条に規定する保存期間の経過後においても、当該各号の区分に応じてそれぞれに定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、一の区分に該当する文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定に基づき開示請求があったもの <u>同法第82条各項</u>の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(6) <u>個人情報の保護に関する法律</u>の規定に基づき訂正請求があったもの <u>同法第93条各項</u>の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(7) <u>個人情報の保護に関する法律</u>の規定に基づき利用停止請求があったもの <u>同法第101条各項</u>の決定の日の翌日から起算して1年間 （以下略）</p>	<p>第1条～第55条（略） （保存期間の特例）</p> <p>第56条 所属長は、次の各号に掲げる文書については、第47条に規定する保存期間の経過後においても、当該各号の区分に応じてそれぞれに定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、一の区分に該当する文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）</u>の規定に基づき開示請求があったもの <u>同条例第18条各項</u>の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(6) <u>石川県個人情報保護条例</u>の規定に基づき訂正請求があったもの <u>同条例第28条各項</u>の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(7) <u>石川県個人情報保護条例</u>の規定に基づき利用停止請求があったもの <u>同条例第35条各項</u>の決定の日の翌日から起算して1年間 （以下略）</p>

石川県教育委員会告示第 号

石川県個人情報保護条例第 23 条第 1 項の規定による口頭により
開示請求を行うことができる保有個人情報（平成 15 年石川県教育
委員会告示第 16 号）は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 5 年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第七号の三を次のように改める。

実務に関する証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名 (年 月 日生)

2. 良好な成績で勤務した期間等

(1) 在職年数

	在職した期間	うち休職及び産休・育休・病休等の期間	職名
ア	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
イ	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
ウ	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	

(2) 勤務時間 (実労働時間)

	実労働時間 (休職等の期間は除く)
ア	時間
イ	時間
ウ	時間

3. 施設の概要

施設名:

認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記載をお願いします。

認可等年月日: 年 月 日

認可外保育施設の場合は、設立年月日をご記入ください。

所在地:

電話番号:

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日

施設名

証明者

印

注 特例の対象として認められる認定こども園、保育所等での保育士としての勤務経験 (3年かつ4320時間以上) 及び幼保連携型認定こども園での保育教諭としての勤務経験 (2年かつ2880時間以上) について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要になります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の石川県教育職員免許法令施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

改正後（案）

現行

様式第7号の3（第13条関係）

実務に関する証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名 (年 月 日生)

2. 良好な成績で勤務した期間等

(1) 在職年数

	在職した期間	うち休職及び欠休・専任・兼任等の期間	職名
ア	年月日～年月日	年月日～年月日	
イ	年月日～年月日	年月日～年月日	
エ	年月日～年月日	年月日～年月日	

(2) 勤務時間（実労働時間）

	実労働時間（休職等の期間は除く）
ア	時間
イ	時間
エ	時間

3. 施設の概要

施設名：

認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名前について、全て記載をお願いします。

認可等年月日： 年 月 日

認可外保育施設の場合は、設立年月日をご記入ください。

所在地：

電話番号：

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日

施設名

証明者

印

注 特例の対象として認められる認定こども園、保育所等での保育士としての勤務経験（3年かつ4320時間以上）及び幼稚園等認定こども園での保育士としての勤務経験（2年かつ2880時間以上）について、施設の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要になります。

様式第7号の3（第13条関係）

実務に関する証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名

年 月 日生

2. 良好な成績で勤務した期間等

長期の休職期間については、在職年数として認められません。

勤務期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実労働時間： 時間

3. 施設の概要

施設名：

認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名前について、全て記載をお願いします。

認可等年月日： 年 月 日

認可外保育施設の場合は、設立年月日をご記入ください。

所在地：

電話番号：

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

平成 年 月 日

施設名

証明者

印

注 特例の対象として認められる 勤務期間（3年かつ4320時間以上）に について、施設の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要になります。

石川県教育関係職員被服貸与規程（昭和 38 年石川県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一
部を次のように改正する。

令和 5 年 月 日

石川県教育委員会教育長

別表 1 の項中

作業服	を	作業服（ファン付 き作業服を含む。 以下この表におい て同じ。）	に改める。
-----	---	---	-------

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

石川県教育関係職員被服貸与規程（昭和38年教育委員会教育長訓令第1号）新旧対照表

改正後（案）						現行							
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）							
番号	被貸与者の範囲		貸与品の種類	数量	標準 年数	備考	番号	被貸与者の範囲		貸与品の種類	数量	標準 年数	備考
	所属	被貸与者						所属	被貸与者				
1	生涯学習課	駐在職員	作業服（ファン 付き作業服を含 む。以下この表 において同じ。）	1	3	青年の家及び 少年自然の家 に駐在する職 員に限る。	1	生涯学習課	駐在職員	作業服	1	3	青年の家及び 少年自然の家 に駐在する職 員に限る。
(略)						(略)							